

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（新潟県条例第43号）

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、次の条例の規定のうち新潟県社会教育委員の委嘱の基準に関する規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。

- (1) 新潟県社会教育委員の定数及び任期等に関する条例（第1条関係）
- (2) 新潟県青少年問題協議会設置条例（第2条関係）
- (3) 新潟県固定資産評価審議会条例（第3条関係）
- (4) 新潟県土地利用審査会条例（第4条関係）
- (5) 新潟県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等を定める条例（第5条関係）
- (6) 新潟県留置施設視察委員会条例（第6条関係）

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

◇県から市への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例（新潟県条例第44号）

1 県から市への事務の移譲

地方自治法等の規定による事務処理の特例制度に基づく市への事務の移譲に伴い、関係条例の規定を整備することとしました。

- (1) 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（第1条関係）
- (2) 新潟県屋外広告物条例（第2条関係）
- (3) 新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例（第3条関係）
- (4) 新潟県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（第4条関係）

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成26年4月1日から施行することとしました。

◇一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（新潟県条例第45号）

1 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正関係

新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の職員の給料月額を改正することとともに、大規模災害からの復興に関する法律の規定に基づき、他の地方公共団体等から派遣された職員に対し、災害派遣手当を支給することとしました。（第1条関係）

2 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正関係

新潟県人事委員会の勧告に基づき、市町村立学校職員の給料月額を改正することとしました。（第2条関係）

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正関係

新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の任期付研究員の給料月額を改正することとしました。（第3条関係）

4 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正関係

新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の任期付職員の給料月額を改正することとしました。（第4条関係）

5 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成26年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（新潟県条例第47号）

1 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準

介護保険法の改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定めることとしました。(第3条～第34条関係)

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例の一部を改正する条例（新潟県条例第48号）

1 超微小硬さ試験に係る手数料の新設

薄膜硬度計の設置に伴い、薄膜硬度計を使用する超微小硬さ試験の依頼に係る手数料を新たに規定することとしました。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、平成26年1月4日から施行することとしました。

◇新潟県水源地域の保全に関する条例（新潟県条例第49号）

1 目的

この条例は、水源地域の保全に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、土地所有者等及び事業者の責務を明らかにするとともに、水源地域における土地所有権等の移転等について事前届出制度を設けること等により、森林の有する水源涵養機能の維持増進に寄与することを目的とすることとしました。(第1条関係)

2 県の責務

県は、基本理念にのっとり、水源地域の保全に関する施策を効果的に推進するものとする事としました。(第4条関係)

3 県民の責務

県民は、基本理念にのっとり、水源地域の保全に対する理解を深め、県が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする事としました。(第5条関係)

4 土地所有者等及び事業者の責務

土地所有者等及び事業者は、基本理念にのっとり、水源地域の保全に支障を及ぼさないように土地を利用するとともに、県が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする事としました。(第6条関係)

5 土地所有権等の移転等の届出

土地所有者等は、水源地域における土地所有権等の移転又は設定をする契約を締結しようとするときは、契約を締結しようとする日の30日前までに、契約の当事者の氏名等を知事に届け出なければならないこととしました。(第10条関係)

6 その他

罰則の規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。

7 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。